

（参考 1）

リーマン・ショック後の諸外国における財政投融资類似制度の動向

諸外国における有償資金の活用状況については、これまでも財政投融资分科会における海外出張調査等により調査しているところであるが、今般は、財政投融资を巡る状況のフォローアップにおける議論も踏まえ、フランス及びイギリスについて海外出張調査を実施した。

フランス、イギリスについては 2010 年 5 月にはイギリスで政権交代（労働党→保守党）、2012 年 5 月にはフランスで政権交代（UMP〔保守〕→社会党）があり、金融危機以後、欧州債務問題が本格化する中、公的金融の重要性が再認識され、主に中小企業出融資の窓口一本化、インフラ事業の推進の動きが見られた。

国内産業に対する国家支援による EU 域内市場の分断を抑止する欧州競争ルールの関係で、両国とも民業圧迫しないようパリパス（投融资条件を民間と同一とする）、協調融資、民間投資の呼び水となるよう少数出資とする、政府保証は部分保証とする等の配慮をしている。

1. 中小企業出融資の窓口一本化

フランス、イギリス共に、金融危機を受け、中小企業に対する出融資に係る機関の窓口一本化の動きが見られた。

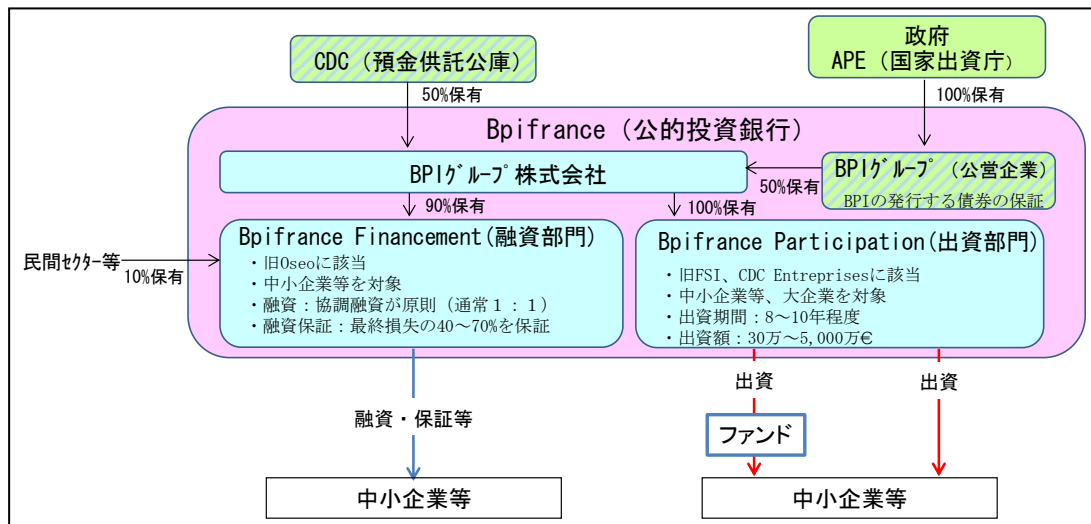
（1）フランス : Bpifrance

中小企業への資金支援を行う機関が複数存在し、戦略の整合性、全体的なビジョンに欠けるという問題意識から、中小企業に対する融資、保証、出資、ファンドの管理を一元化すべく 2013 年に公的投資銀行（Bpifrance）を設立した【図表 I】。

成長・競争力の源泉である新技術、環境、医療、再生可能エネルギー等が中核であり、中堅企業の成長を促すものとして位置づけている。

フランスは、国家出資庁（APE）による航空、防衛、エネルギー等の大企業への国の直接出資も行っているが、Bpifrance の出資は、EXIT を視野に入れた中長期（8～10 年）の少数出資に焦点を当てており、国の直接投資は、過半数出資、超長期であり、両者は補完的である。

【図表Ⅰ】 Bpifrance のスキーム



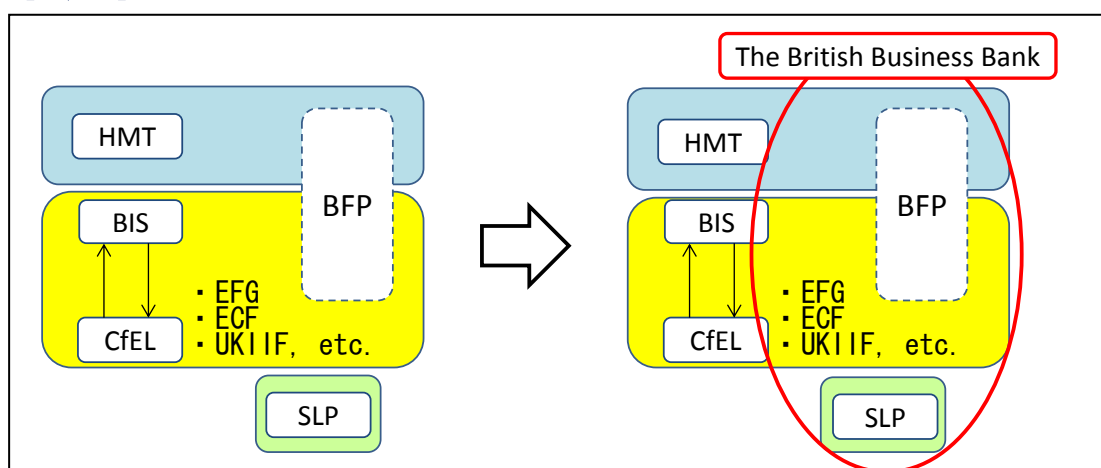
(2) イギリス : The British Business Bank

世界的金融危機を機に 2009 年にビジネス・イノベーション・職業技術省 (BIS) が誕生し出資制度「UK Innovation Investment Fund (UK IIF)」をはじめ、様々な制度が創設された。

中小企業向けの様々な公的ファンドが創設される中、これらの統合的管理の必要性が認識され、より整合的で包括的なパッケージを供与するため、政府は 2012 年 9 月に中小企業に対するファイナンス支援のための新機関 (The British Business Bank) を創設する方針を発表 (2014 年秋に完全稼働の予定) した【図表Ⅱ】。

民間に委託等しており、政府は個別の投資等の決定に関与しない。

【図表Ⅱ】 The British Business Bank のスキーム



(注) HMT (HM Treasury) : 財務省、BIS (Department for Business, Innovation and Skills) : ビジネス・イノベーション・職業技術省、CfEL : 諸ファンド等を総監する公営企業、BFP (Business Finance Partnership) : 融資制度、SLP (Start-up Loan Programme) : 融資制度、EFG (Enterprise Finance Guarantee) : 保証制度、ECF (Enterprise Capital Fund) : 出資制度、UK IIF (UK Innovation Investment Fund) : 出資制度

2. インフラ事業の推進

(1) フランス : Caisse des dépôts et consignations (CDC)

預金供託公庫（CDC）は、昔から長期の投資家として、上場企業の株式等を保有するとともに、企業ファイナンス、交通インフラ、保険等、様々な分野において子会社を設け事業展開している。交通インフラとしては、CDC infrastructure<LGV（高速鉄道）、高速道路等>、Transdev<トラム等>、Egis<運輸等部門のコンサル会社>がある。

(2) イギリス : UK Guarantee Scheme

金融規制（Basel III 等）により銀行の融資意欲が減退する等、与信状況が良好ではない状況下にあって、重要なインフラプロジェクトをキックオフしていくため、2012 年、政府は、政府保証制度「UK Guarantee Scheme（UKGS）」を創設した。

<参考：ドイツにおけるリスクマネー供給の例（High-Tech Gründerfonds）>

アーリーステージにあるハイテク技術に基盤を持つ企業に対し、シードマネーを提供することを通じてドイツの産業発展に貢献することを目的に、2005 年に連邦経済技術省、復興金融公庫（KfW）、大手民間企業の出資により設立されたハイテク企業基金（High-Tech Gründerfonds）がある。2011 年には、投資家からの追加の資金出資をもとに、新たに第Ⅱ基金が設立された【図表Ⅲ】。

【図表Ⅲ】 High-Tech Gründerfonds のスキーム

